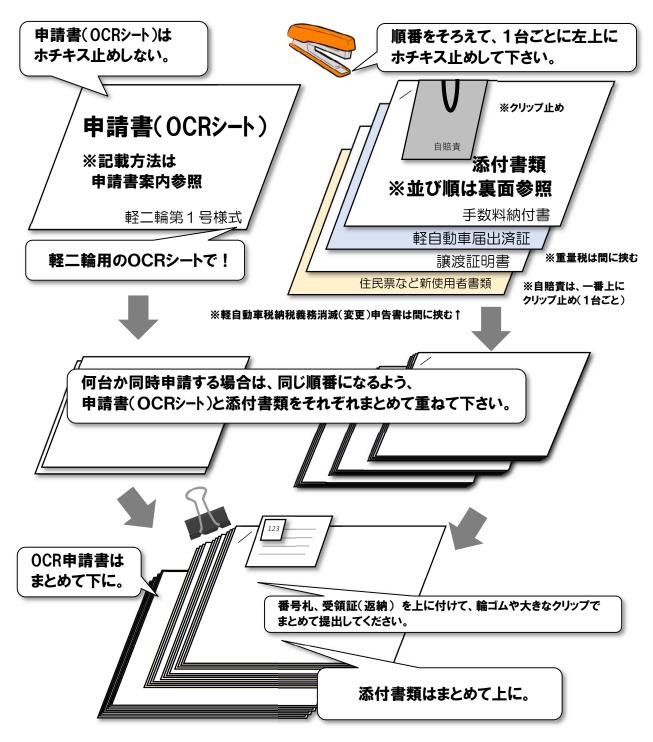
処理時間短縮にご協力お願いします。 OCRシートと添付書類を分けて提出。



申請書の記入は丁寧に! 処理時間の短縮にご協力お願いします。

裏面に続く

愛知運輸支局登録担当

添付書類の並び順(軽二輪)

③番窓口のCトレイに提出→④番窓口で受取

- ・添付書類は以下の順番で並べて下さい。
- ·1台ごとの添付書類をホチキスで止めて下さい。ホチキスをする箇所は左上になります。
- ※申請書(OCRシート)はホチキス止めしないで下さい。
- ※自動車損害賠償責任保険証明書はクリップ止めして下さい。(新規、番号変更をともなう申請に限る)
- ※重量税、軽自動車税納税義務消滅(変更)申告書は添付書類の間に挟んで下さい。(1台ごとに)
- ※関係のない書類は、事前に外して下さい。

	国産車/輸入車の新車新規 ※申請案内は軽二輪3-4
1	手数料納付書
2	【国産車】- (なし) 【輸入車】輸入の事実を証明する書面 (通関証明書等)
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 (使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合)

	中古車新規 ※申請案内は軽二輪3-4
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証返納済確認書
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 (使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合)

	名義変更 ※申請案内は軽二輪3-2/3-3
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 (使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合)

	名義変更と届出済証返納同時に行う場合 ※申請案内は軽二輪3-2+3-1
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	譲渡証明書
4	新所有者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
5	新使用者住民票等
6	新使用者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)
	新使用者の使用の本拠を証明する書類 (使用者住民票等と使用の本拠が異なる場合)

	届出済証返納 ※申請案内は軽二輪3-1
1	手数料納付書
2	軽自動車届出済証
3	使用者委任状 (OCRシートに記名が無い場合)

軽二輪は 新規、番号変更のときに 自賠責添付が必要